

令和5年度技術士第二次試験問題「建設部門」

9-10 施工計画、施工設備及び積算「選択科目 II」

II-1-2 公共工事における監理技術者の職務について説明せよ。また、令和2年10月から施行された建設業法改正に伴う監理技術者の配置要件の変更点と変更となった背景について説明せよ。

解答

1. 監理技術者の職務

監理技術者とは、元請の特定建設業者が工事施工のため締結した下請契約請負代金の総額が一定額以上になる場合に、工事現場に専任で配置され施工の技術上の管理を行う技術者であり、「施工計画書の作成」「工程管理」「品質管理」「その他技術上の管理」および工事施工に従事する者への指導監督を行う。下請負人を適切に指導監督する総合的な役割を担うため、主任技術者に比べ厳しい資格や経験が必要である。

2. 配置要件の変更点

1) 監理技術者の専任緩和

監理技術者補佐を専任で置いた場合は、元請の監理技術者の複数現場の兼任を可能とする。

2) 元請の監理技術者を補佐する制度の創設

技術検定試験（1級土木施工管理技士）の第一次検定合格者に技士補の資格を付与し、監理技術者を補佐することが可能となった。

3. 変更となった背景

1) 建設業の働き方改革の促進

2024（R6）年度から時間外労働の上限規制に適應する必要があり、長時間労働が常態化する労働環境を是正し、働き方改革を促進していくため。

2) 建設現場の生産性向上

現場労働者の急速な高齢化と若者離れが進む中、人材の有効活用と若者の入職促進により将来の担い手を確保し、生産性向上につなげるため。

3) 持続可能な事業環境の確保

地方部では建設業者が減少し、後継者難など事業継続が困難な中、地域の守り手である建設業者が持続的な活躍が可能となるよう事業環境を確保するため。

参考：国土交通省 HP 建設業法、入契法の改正について

一般財団法人建設業技術者センターHP 監理技術者について